

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                     |
|-------|--------------------------|
| 1     | 謝金等に係る源泉徴収票等法定調書作成に関する事務 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国立大学法人東京海洋大学は、謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

国立大学法人東京海洋大学

## 公表日

令和8年3月25日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 謝金等に係る源泉徴収票等法定調書の作成に関する事務   |
| ②事務の概要                   | 本学が委嘱した委員、講師等に対し報酬等を支払った者から個人番号の提供を受け、これを記載した法定調書等を作成し、税務署及び市区町村に提出する。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項の規定のとおり、所得税法等で規定する事務の処理に必要なとされる第三者の個人番号を記載した法定調書等の提出事務において個人番号を用いることとなる。 |
| ③システムの名称                 | マイナンバー管理システム  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| マイナンバー管理簿ファイル            |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第4項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施しない ]<br>＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  |   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 財務部経理課  |
| ②所属長の役職名                 | 財務部経理課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| なし                       |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 総務部総務課<br>〒108-8477東京都港区港南4丁目5番7号<br>TEL 03-5463-4017   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 総務部総務課<br>〒108-8477東京都港区港南4丁目5番7号<br>TEL 03-5463-4017   |
| 9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した   |   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年3月18日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年3月18日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か               | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)      |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ ]       | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |   |  |
|---|---|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |   |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       | 特定個人情報の取扱いに人為的ミスの発生を防止するための対策をとっている。具体的には特定個人情報を取り扱う際には複数人による確認、取り扱う職員の制限、業務場所を分けるなど、漏洩等を防ぐ対策に努めている。  |  |
| 9. 監査                                       |   |  |
| 実施の有無                                       | [ <input type="checkbox"/> ] 自己点検   | [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査   |
| 10. 従業員に対する教育・啓発                            |   |  |
| 従業員に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]  | <選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       | 限られた職員だけが取り扱うことのできる専用の端末を使用し、適切なアクセス制限を行っている。また、特定個人情報を取り扱う職員を制限し、業務場所も分けることで、適切に特定個人情報を管理できるよう努めている。またシステムデータが万が一滅失・毀損した場合に備え、バックアップを保管している。 |  |

